

西尾地域水田農業ビジョン



策定 平成16年4月

改定 平成19年4月

西尾地域水田農業推進協議会

西尾地域水田農業ビジョン

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

当市は愛知県の中央南部に位置し、矢作川、矢作古川によって形成された三河平野を基盤とし、南は三河湾に面した温暖な気候を生かして、多種類の農畜産物が生産されている。近年は、いちご、きゅうり、なす、花き等の施設栽培や、梨等の果樹の他、茶、緑化木、酪農等も盛んに行われている。

また、農業生産基盤の整備については、早くから行われ、区画の大型化、農道整備、用排分離、パイプライン化等が行われて来たが、南部地域においては、湿害等に苦しむところが多く、団地化、利用集積を推進する上からも、基盤整備の推進を図っている。

水田利用の推進体制

今後の米の需給調整については『米政策改革大綱』の趣旨に基づき、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、西尾市・幡豆郡をその管内とする西三河農協を中心とし、管内協議会の調整を図りながら、関係機関が一体となって需給調整に取り組むものとする。

作物振興及び水田利用の将来方向

平坦地の水田については、ブロックローテーション方式による団地化推進を基本に、より生産効率を高め、水稻・麦・大豆・飼料作物の集団作付けを展開する。なお、麦の連作障害防止のため麦の作付けは最長2年を目標とし集団地を移動する。

条件不利地については、水田の多面的機能を維持しながら、産地育成・地産地消・地力増進・環境保全等に寄与するためレンゲ等を生産する。

又、安心・安全な畜産物の供給体制の構築、自給飼料に立脚した畜産経営の転換を推進するため、担い手が稲作経営と連携した飼料作物の生産などを推進する耕畜連携水田活用対策事業にも取り組む。

「水稻」

県内の消費需要は相当量あり、また農家保有米も多い。顧客のニーズは多様であり用途、価格に応じた「売れる米」を、年間を通じて安定した品質で提供できるよう下記事項を重点に推進する。

- ・ 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・ 農協系統が定める自主規格で乾燥調製することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・ 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・ 経営規模の拡大と品種の集約化、直播栽培や全量基肥栽培等の普及により環境に配慮し、省力化・低コスト化を図る。
- ・ 西部ライスセンターに色彩選別機設置により品質の向上と均質化を図る。
- ・ 東部カンントリーエレベーターに色彩選別機設置により品質の向上と均質化を図る。

「麦」

実需者のニーズに基づいた小麦の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- ・ 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・ 農協系統が定める自主規格で乾燥調製することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・ 安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・ 赤カビ病の防除を徹底する。
- ・ 大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・ 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・ 優良品種の当地域での適性を検討し、実需者の意見を取り入れた計画的な導入を図る。
- ・ 土壌改良資材の投入による品質の向上を図る。

「大豆」

実需者のニーズに基づいた大豆の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- ・ 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・ 調製の管理（着色粒の除去）により品質の向上と均質化を図る。
- ・ 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・ 大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・ 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・ 実需者との情報交換を一層緊密化し、実需者ニーズにあった作付け計画を策定する。
- ・ 害虫（ハスモンヨトウ）の適期防除のため無人ヘリコプターによる一斉防除を図る。
- ・ 土壌改良資材の投入による品質の向上を図る。

「飼料作物」

実需者のニーズに基づいた飼料作物の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- ・ 適切な肥培管理により、品質の向上と均質化を図る。
- ・ 安全、安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- ・ 大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・ 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・ 安心・安全な畜産物の供給体制の構築、自給飼料に立脚した畜産経営の転換を推進するため、担い手が稲作経営と連携した飼料稲の生産にも取り組む。

「その他」

土地の条件等により、上記作物の普及が困難な地域においては、産地育成、地産地消、地力増進、環境保全等に寄与するため、レンゲ等を生産し水田の機能を維持する。

担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営は零細な農家が多く、生産の効率が悪い。よって農作業の受託組織構成員と、地域（集落）水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置付け、担い手育成のため下記の方策を講じる。なお、担い手は生産調整実施者とする。

- ・ 小麦、大豆、飼料作物の生産は、地域農家の合意の上、可能な限りブロックローテーション方式による団地化を図り、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、生産管理に必要な資材・収穫物は「担い手」に帰属する。
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業を通じた利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。

(2) 具体的な目標

西三河農協管内作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位 : ha

作物名	品 種 名	H18 作付	計画 (H19)	目標 (H20)	目標 (H22)
水 稻	あきたこまち	24 (22)	21 (20)	11 (10)	11 (10)
	コシヒカリ	887 (502)	895 (505)	895 (505)	895 (505)
	あさひの夢	497 (266)	475 (260)	475 (260)	475 (260)
	あいちのかおり	522 (379)	561 (390)	576 (400)	576 (400)
	大地の風	18 (14)	12 (10)	12 (10)	12 (10)
	その他	36 (12)	31 (10)	26 (10)	26 (10)
	合 計	1,984 (1,195)	1,995 (1,195)	1,995 (1,195)	1,995 (1,195)
	小 麦	農林 6 1 号	1,015 (618)	944 (573)	860 (530)
イワイノダイチ		218 (140)	291 (187)	375 (230)	500 (300)
合 計		1,233 (758)	1,235 (760)	1,235 (760)	1,235 (760)
大 豆	フクユタカ	1,223 (750)	1,225 (750)	1,225 (750)	1,225 (750)
飼料作物	イタリアンライグラス他	31 (14)	30 (15)	30 (15)	30 (15)
	飼料稲	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合 計	32 (15)	31 (16)	31 (16)	31 (16)

() は、西尾市分

販売数量

単位：t

作物名	品 種 名	H18 産販売	計 画 (H19)	目 標 (H20)	目 標 (H22)
水 稻	あきたこまち	77 (77)	70 (70)	30 (30)	30 (30)
	コシヒカリ	1,831 (1,252)	1,890 (1,300)	1,890 (1,300)	1,890 (1,300)
	あさひの夢	921 (416)	871 (400)	871 (400)	871 (400)
	あいちのかおり	1,188 (845)	1,230 (850)	1,280 (900)	1,280 (900)
	大地の風	14 (12)	11 (10)	11 (10)	11 (10)
	その他	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	合 計	4,033 (2,602)	4,074 (2,630)	4,084 (2,640)	4,084 (2,640)
	小 麦	農林 6 1 号	3,056 (1,907)	2,870 (1,780)	2,540 (1,540)
イワイノダイチ		708 (383)	890 (510)	1,220 (750)	1,500 (900)
合 計		3,764 (2,290)	3,760 (2,290)	3,760 (2,290)	3,760 (2,290)
大 豆	フクユタカ	2,179 (1,384)	2,190 (1,400)	2,190 (1,400)	2,190 (1,400)
飼料作物	イタリアンライグラス他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	飼料稲	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合 計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

() は、西尾市分

販売数量には、農家自家消費分を除く

平成 18 年産販売数量は、平成 18 年産集荷数量

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

(ア) 担い手の明確化

担い手の要件

「品目横断的経営安定対策」で設定されている担い手の面積を要件とし、目標数値は当該年次にクリアすべき要件とはしない。なお、畜産農家が飼料作物を作付けする場合の面積の要件は以下のとおりに別途設定する。

		現況 (平成 18 年)	目標 (平成 20 年)	目標 (平成 22 年)
水田経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	4 ha 以上	10 ha 以上	20 ha 以上
	組織経営体	20 ha 以上	60 ha 以上	100 ha 以上
飼料作物経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	1 ha 以上	1 ha 以上	1 ha 以上
	組織経営体	5 ha 以上	5 ha 以上	5 ha 以上
その他(必須要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産調整実施者であること ・地域の合意が得られていること 			

法人格を有する団体にあっても、実際の経営内容により家族経営体として有する場合がある。

協議会において、将来地域水田農業において必要な経営体であると認められた者は、面積の要件にかかわらず、ビジョン実現のための担い手として扱い育成にあたる。

(イ) 担い手リスト

別添のとおり

(ウ) 担い手への土地利用集積の目標

単位：ha

市町村	区 分	平成 19 年	(目 標) 平成 20 年	(目 標) 平成 22 年
西尾市	担い手への利用権設定等水田面積	987	1,027	1,070
	区域内の水田面積	2,140	2,140	2,140
	集積率	46%	48%	50%

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

産地づくり交付金の活用方法

(ア) 生産調整の実施、集荷円滑化対策への加入を条件に下表のとおり交付する。

(10a 当たり、円)

区 分 上段：作物名(2作目作物名) 下段：年間作付作物数	交付単価(見通し)	
	土地使用 収益権者	作業者 (担い手)
小麦、(大豆、飼料作物) ----- 年2作	25,000	20,000
小麦、(景観作物) ----- 年2作	25,000	30,000
小麦、大豆、飼料作物 ----- 年1作	25,000	15,000
飼料作物、(飼料作物) ----- 年2作	25,000	20,000
レンゲ ----- 年1作	10,000	10,000
小麦、大豆、飼料作物、レンゲ (個人管理) ----- 年1作、年2作	10,000	0

(10a 当たり、円)

大豆品質向上対策奨励金		5,000
高品質小麦奨励金		10,000

- ・ 収穫後、年度中に水稻を作付けした場合は交付しない。
- ・ 作業者交付金は、担い手が作業し、かつ以下の作業を実施した場合に交付する。
 収穫後は、速やかに「作業日誌」、「資材購入伝票」を協議会まで提出するものとする。
 なお、飼料作物には作業要件は設定しないが、作業日誌の提出を必要とする。
 - 1 排水対策(麦、大豆)…明渠(営農排水)
 - 2 土壌改良剤の投入(麦、大豆)…地域の実状に応じた資材、投入量を別途指示する。
 - 3 赤カビ病防除(麦)…出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する。
 (被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある)
 - 4 紫斑病防除(大豆)…種子消毒
- ・ 本協議会の定める担い手が、区域外農業者が土地使用収益権を有する区域内の水田において麦・大豆等を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者(担い手)交付単価を支払うものとする。

- ・小麦（景観作物）の年2作地において、農地・水・環境保全向上対策の活動組織より景観作物部分に係る作業賃相当額等が支払われる場合は、当該水田は小麦年1作地として交付単価を支払うものとする。
- ・飼料作物（飼料作物）の年2作地における2作目の飼料作物は、1作目の飼料作物と異なる品種のものとする。同一品種の場合は、該水田は飼料作物年1作地として交付単価を支払うものとする。
- ・大豆品質向上対策奨励金については、別添に定める担い手が小麦、（大豆）年2作地で大豆作付前に土壌改良資材の投入した水田を対象とする。
- ・高品質小麦奨励金については、別添に定める担い手が出荷した小麦で農産物検査法第6条に規定する麦の品位等検査を受検した麦で、農産物規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の普通小麦1等の品位に適合するもので、次の計算方法により交付金を交付する。

計算方法

- ・交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価
 式中「品質等要件クリア率」とは、次の算式により求められる率のことをいい、小数点第5位まで（第6位切捨て）求めるものとする

$$\text{品質等要件クリア率} = \text{小麦1等数量} / \text{全出荷数量}$$
- ・小数点以下の端数金額が発生した場合、小数点以下を切り捨てて交付する。
- ・交付単価については、結果が判明した段階で変更できるものとする。

稲作構造改革促進交付金の活用方法

米価が下落した際に次の全ての条件を満たす農業者に下表のとおり交付する。

- ・品目横断的経営安定対策加入者以外であること
- ・生産調整の実施者、集荷円滑化対策への加入者であること
- ・水稻を作付していること

（10a当たり、円）

区 分	交付単価（上限）
生産対象水稻	4,000

稲作構造改革促進交付金の助成対象者が作付確定面積の範囲内で、生産年の翌年1月末までに生産された主食用水稻について助成する。

担い手集積加算については、産地づくり交付金に融通する。

その他事業の活用

（ア）水田農業構造改革対策推進交付金

西尾地域水田農業推進協議会の運営に必要な事務費

（イ）耕畜連携水田活用対策

対象者は事業実施要領・要綱に規定されている担い手に限る。

認定農業者、経営規模要件のクリアを条件に次のとおり交付する。

取組面積助成

（1）取組目標

安全・安心な畜産物の供給体制の構築、自給飼料に立脚した畜産経営の転換を推進する。

（2）交付の考え方

実施要綱、要領にある助成対象者、取組内容及び取組要件を満たした水田の面積に応じて助成金を交付する。

(3) 具体的助成金の計算方法

助成対象者への助成額 = (助成対象面積 - 水稻の作付が行われた新規開田地の面積)
× 単価

単価は、事業の要件を満たした水田の面積に応じて 13,000 円 / 10 a を上限とする。

(ウ) 品目横断的経営安定対策

認定農業者及び一定規模以上の経営面積を有していることが条件

(エ) 集荷円滑化対策

水田農業構造改革対策の補てんを受けようとする農業者は加入が条件

(オ) 新需給調整システム定着交付金

特に取り組まないものとする。

(カ) 担い手経営革新促進事業

特に取り組まないものとする。

別添

以下の農業者をこのビジョンの担い手として扱う
《リストは省略》